

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月二十五日沖縄県豊見城市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

沖縄県豊見城市字与根五〇番地二二三
ルーツ・メディアビル三三五
豊見城市与根西部土地画整理組合
代表清算人 上原 勉

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年九月十八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

北海道恵庭市恵み野北三丁目一番一
医療法人社団恵み野内科循環器クリニック
清算人 鎌田あすむ

解散公告(第三回)

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県足柄下郡湯河原町門川四四一番地
一ジャンボー湯河原一階 医療法人遥波会
清算人 栗原 崇

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年一月十四日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

新潟県新潟市江南区茜ヶ丘二番一号
医療法人社団吉田医院
清算人 吉田眞佐人

解散公告(第三回)

当法人は、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

兵庫県伊丹市口酒井一丁目四番二三号
兵庫県伊丹市口酒井一丁目四番二三号
清算人 源 淳道

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

熊本市中央区呉服町二丁目三六番地一
医療法人社団恵藤会
清算人 藤木 崇弘

第五期決算公告

令和七年十二月三十一日現在
貸借対照表の要旨 (単位:円)

資産の部計	四二、五三三、一五一円
負債及び純資産の部	
負債の部計	八、九八三、五六六円
純資産の部計	三三、五四九、五六六円
負債及び純資産の部計	四二、五三三、一五一円

令和八年四月二十八日

愛知県名古屋市中区大須四一五一一九一八〇八
一般社団法人梨山館
代表理事 布目 邦雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市東山二丁目一五番、最後の住所岩手県盛岡市西仙北一丁目三七番六〇四〇六号 被相続人 亡 山中 太成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

岩手県盛岡市中央通三丁目三番一号 ジブ
ラルタル中央ビル七階七号
相続財産清算人 弁護士 作山 直輝
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市市中居町一丁目二六番地七、最後の住所群馬県高崎市市中居町一丁目二六番地七 被相続人 亡 吉田 政昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

群馬県前橋市南町二丁目四三番地二 SK
二一ビルA棟六階
相続財産清算人 弁護士 小淵喜代治
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田和泉町一番地八、最後の住所埼玉県越谷市蒲生四丁目二番二六号 被相続人 亡 高木 智之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県越谷市弥生町三番三三号越谷東駅前ビル五階埼玉東部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井上あすか
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区中葛西四丁目七番、最後の住所埼玉県春日部市備後東七丁目一五番七号 被相続人 亡 堀 雅浩
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県越谷市千間台西一丁目八番地七せんげん台IKビル二〇一号室弁護士法人アネ口せんげん台法律事務所
相続財産清算人 弁護士 廣部 俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区お花茶屋三丁目二番、最後の住所千葉県松戸市小金原七丁目一番地小金原団地二棟五〇一〇号 被相続人 亡 佐藤 啓一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

事務所千葉県柏市柏二一六〇七 佐山ビル三階 弁護士法人千代田オーク法律事務所
柏支所
相続財産清算人 弁護士 富田 千鶴
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷一丁目三〇一番地六、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷一丁目一二番三四一八号 被相続人 亡 宮川 浩一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

事務所千葉県柏市中央町二一 柏センタールビル四階 柏グリーン法律事務所
相続財産清算人 弁護士 神谷 敦宏
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区稲毛東五丁目一七番、最後の住所千葉県千葉市稲毛区稲毛東五丁目一七番二二号 被相続人 亡 古居 博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

事務所千葉県中央区中央一丁目八番六号第12C1ビル六階 青葉総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三浦 基子